

役員報酬基準

定款第 26 条に規定する役員報酬の支給に当たっては、下記の単価表によるものとする。

役員報酬支給額単価表

(単位 : 円)

職名	役員報酬	源泉税
代表理事	年額 4,459,200	年額 859,200
業務執行理事	1日あたり 30,927	1日あたり 927
理事	1日あたり 20,618	1日あたり 618
監事	1日あたり 20,618	1日あたり 618
評議員	1日あたり 20,618	1日あたり 618

附 則 この基準は公益法人の設立登記の日から適用する。